

滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更につき議決を 求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、滋賀県市町村交通災害共済組合理約（昭和43年滋賀県指令地第706号）を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年9月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

滋賀県市町村交通災害共済組合理約の一部を改正する規約

滋賀県市町村交通災害共済組合理約（昭和43年滋賀県指令地第706号）の一部を次のように改正する。

第3条中「事務」の次に「(平成30年3月31日までに共済期間が終了するものに限る。)」を加える。

附 則

この規約は、滋賀県知事の許可があった日から施行する。